

コミュニティ助成事業について（平成26年度予告）

資料No. 8-2

●コミュニティ助成事業とは？

コミュニティ助成事業は、財団法人自治総合センターが、宝くじの普及広報事業費として受け入れる受託事業収入を財源として、コミュニティ活動に助成を行い、コミュニティの健全な発展を図ると共に宝くじの普及広報事業を行うものです。

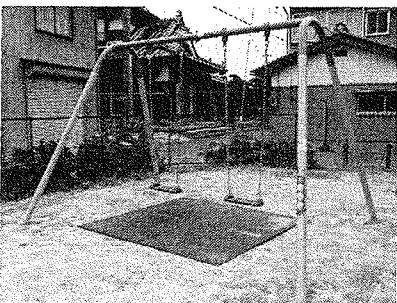
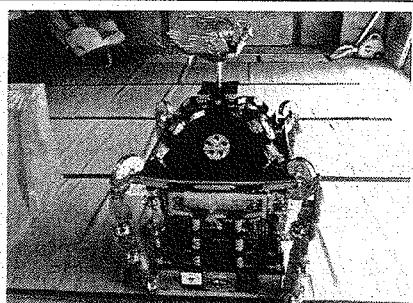
●助成事業実施までの流れは？

平成26年度に行う事業について、平成25年度中に募集があり、審査が行われます。

(状況により、審査のスケジュールは変更になる場合があります。)

- ① 平成26年度の自治会などの活動について検討する。
- ② 【8月末頃まで】検討された活動の中で、対象となる事業があり、助成を希望される場合、役場政策企画課へご相談いただき、申請書類などを準備する。
※申請にあたっては、事前に自治会内でよく話し合ってください。
- ③ 【10月頃】町、県を通して(財)自治総合センターに申請書を提出。
- ④ 【平成26年3月】(財)自治総合センターによる事業の採択・不採択の決定
- ⑤ 【平成26年度（交付決定～翌年3月）】採択された事業について、事業実施

●今までに北栄町で整備した事業は？（一例）

子供広場への遊具整備【原】	イベント用品の整備【西新田場】
	

●申請にあたっての注意事項

- ・提出された申請は、(財)自治総合センターが審査し、予算の枠内で、緊急性・必要性が高いと判断されるものから採択されます。申請が全て採択されるとは限りません。
- ・申請にあたっては、事業実施後の施設・設備の管理方法を含め、事前に自治会内でよく話し合ってください。
- ・基本的には精算払いとなります。（※概算払いについては、個別にご相談ください。）
事業の実績報告時にはすべての支払いを終了してください。
*その後、町から自治会へ補助金が支払われます。
- ・今回お知らせしている内容は、平成25年度事業実施要綱に基づいています。平成26年度事業については、例年9月頃に事業実施要綱が示されるため、今回お知らせしている内容と若干変わることがあります。

【担当】 役場 政策企画課 朝倉
電 話 : 0858-37-5864
ファクシミリ : 0858-37-5339
E-mail : asakura@e-hokuei.net

●対象となる事業の概要

事業の種類	対象経費	助成額 (1件あたり、10万単位)
一般コミュニティ助成事業	<p>コミュニティ組織（自治会など）の活動に直接必要な施設や設備の整備に関する経費</p> <p>【施設・設備の例】</p> <p>除雪機、スポーツ用品、エアコン、御輿、テント、組立式ステージ、視聴覚機器(パソコン、テレビ)、調理用機器、イス・テーブル、遊具、倉庫など</p>	100万円～250万円
コミュニティセンター助成事業	<p>コミュニティ活動を推進するための多目的な総合施設（コミュニティセンター、自治会集会所等）の建設整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティセンターの新築工事費（建設本体工事費、付帯設備工事費及び設計管理委託費） ・ コミュニティセンターの大規模修繕費（躯体本体とその付帯設備） <p><u>※ただし、申請には、コミュニティ組織自身が当該コミュニティセンターの所有者として保存登記済みであることが必要です。</u></p>	対象経費の5分の3以内に相当する額 ただし、1,500万円を限度
自主防災組織育成助成事業	<p>自主防災組織、婦人防火クラブ又はその連合体が行う地域の防災活動に必要な施設又は設備の整備に関する事業費</p> <p>【施設・設備の例】</p> <p>無線機、ポンプ、防火水槽、消火器、防水シート、AED、救急箱、テント、担架、毛布、簡易ベッド、給水タンク、簡易トイレ等</p>	30万円～200万円
青少年健全育成助成事業	主として小・中学生が参加するスポーツ・レクリエーション活動、文化・学習活動、その他コミュニティ活動のイベント等に要する経費	30万円～100万円